



Title	明和の改正と「三読物」関係曲の演出：《安宅》《正尊》《木曾》の小書などをめぐって
Author(s)	天野, 文雄
Citation	演劇学論叢. 2002, 5, p. 172-181
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/97556">https://doi.org/10.18910/97556</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 明和の改正と「三読物」関係曲の演出

—《安宅》《正尊》《木曾》の小書などをめぐつて—

天野文雄

はじめに

能一曲中でまとまつた内容の文書が読み上げられる《安宅》の勧進帳と《正尊》の起請文と《木曾》の願書の部分は、現在「三読物」と呼ばれている。このうち《木曾》は観世流のみの所演曲であるから、「三読物」という分類名は本来は観世流における名称だつたものと思われるが、現在は観世流だけにかぎらない一般的な分類名として通用しているようと思われる。一方、この「三読物」は観世流ではそれぞれ《安宅》《正尊》《願書》の小書(こがき)の名称でもあつて、これらの小書（「勧進帳」「起請文」「願書」）が付くと、それぞれの「読物」の部分の演じ方が常とは変わることになる。すなわち、《安宅》は常の形では、「それづらづら」とシテの弁慶が一人で謡つたあと、つづく「惟んみれば」からシテ弁慶とツレ山伏の同吟となるが、「勧進帳」の小

書になると勧進帳をさいごまでシテが単独で謡うことになる。また、《正尊》は常の形では、ワキの弁慶が「敬つて申す起請文のこと」ではじまる起請文をさいごまで謡うが、「起請文」の小書になると起請文をシテの正尊が謡うことになる。また、《木曾》は常の形では、「なになに帰命頂礼」ではじまる願書は読まれない（カットされる）が、「願書」の小書になると願書をシテの太夫坊覚明が読むことになる。ただし、現在では、これら《安宅》《正尊》《木曾》は実際の上演においては、もっぱら小書付の形で演じられており、常の形で演じられることはまずない。すなわち、これら三曲においては、小書演出がほとんど常の演出になつてゐるのであるが、そうした実態は謡本にも反映していく。現在の観世流の謡本では、これら三曲はいずれも右に記したような小書演出の場合の形になつてゐる（三曲すべてがその形になつたのは昭和十四年刊の大成版から）。なお、観世流以外の《安宅》も現在は観世流の「勧進帳」の

小書と同じ形が常の演出として演じられており、『正尊』も宝生流と喜多流では觀世流の「起請文」の小書と同じ形がやはり常の演出として演じられている（金春流と金剛流はシテが弁慶、ツレが正尊で、起請文はシテの弁慶が読む形である）。

このように、「三説物」にかかる觀世流の小書「勧進帳」「起請文」「願書」は、それが現在の通常の演じ方になっていることと言ひ、他の小書とは異なる特異な扱いをうけているのであるが、これらの小書がそのような特異な扱いをうけるにいたつたのは、どうも觀世大夫元章による明和の改正に由来するらしいのである。そこで、本稿では、觀世流におけるこれらの三つの小書の成立を元章の明和の改正とのかかわりにおいて検討し、さらに元章が構想していたこれら三つの小書をめぐる演出の全体像を、元章が「習三説物」（『明和独吟』）と位置づけた「三説物」とも関連させつつ整理してみたい。

### 一 明和の改正と小書「勧進帳」「起請文」「願書」

この節では、『安宅』の「勧進帳」、『正尊』の「起請文」、『木曾』の「願書」という現在の觀世流の小書が、はたして觀世元章の明和の改正に由来するのかどうかとい

う点を検討してみることにする。まず、『安宅』の「勧進帳」から検討をはじめよう。

『安宅』の「勧進帳」の部分は、現在はまったく演じられない常の形——「それつらつら」をシテ弁慶が謡い、そのあとはシテとツレ山伏の同吟となる形——が本来の形であったらしい。そのことは古写本や近世の版本がいずれもその形となっていることに明らかである。その「勧進帳」の部分をシテ一人で謡うのが觀世流の『安宅』の小書「勧進帳」の形——現在の他流の常の形である——であるが、そのような演じ方が資料のうえに明確に認められるのは、管見では、元章の明和の改正による演出がもつと早い。すなわち、元章が整えた小書をまとめた『觀世流伝授目録』（鴻山文庫蔵）には「勧進帳」がみえるが、その元章による小書「勧進帳」が現在の「勧進帳」と同じ形であることは、元章時代の明和四年の年記をもつ『習事伝授書留』（鴻山文庫蔵）の演出記事によつて知られる。問題は、このような元章時代の小書「勧進帳」が元章の創始になるものかどうかであるが、結論をさきにいえば、『安宅』の「勧進帳」の部分をシテ一人で謡う形は元章以前から萌芽的なものが存在していて、それを明確に小書として定着させたのが元章による明和の改正だった、ということになるかと思う。

そうした事情を示すものに、『觀世流仕舞付』（岡家等蔵）

の『安宅』の項の欄外に頭書の形で注記されているつぎの記事がある。

勧進帳をよむ事。一人二て勤事なし。然レ共、紀州にて御前上意ニて被仰付候時、家本ニなく候由御断申上ル。後、家本ニ右ノ通、難ニ黙止候。いかにと尋候ヘハ、由免冠なく候ヘ共、ツレさしひかヘ、又失念とも不可思議、自然一人謡事、私ニ有ト印。

これは『観世流仕舞付』の編者（関三与という京都住の小鼓役者らしい）の注記と思われるが、文意は、同書の編者（と解してよいか）が紀州徳川家に召されたおり、『安宅』の勧進帳の部分を一人で謡うよう上意があつた。彼はその演じ方は家元にはないといつてその場は断つたが、のちに家元にそのことを伝えると、やはりそのかたちでの上演は許可されなかつたものの、家元によれば、私的な催しなどでは、勧進帳の部分をツレ山伏が謡うのをひかえて、偶然のような形でシテ一人で謡うことはあるといわれた、といふことであろう（さいごの「印」は「印可」のこと、「伝授」のようない意味であろうか）。

考えてみれば、『安宅』の勧進帳のような部分が、能の長い歩みのなかで、その文章上の性格ゆえに特殊視されるようになるのは、ごく自然なことではある。『正尊』の起請文や『木曾』の願書も、最初の一、二句は立役一人が謡い、そのあとは地謡の担当になるのが本来の形であったと思われるが、このあとに述べるよう、『正尊』は寛文（一六六一～七二）以前には立役一人で読みとおす形が生まれていた。元章が父清親から相伝された『観世大夫元章相傳目録』（鴻山文庫蔵）に、「よミ物の事」という項目があるのも、こうした状況とかかわるものであろう。そのような傾向はかなり早くから生まれていたのではないかと思われるが、『観世流仕舞付』が伝える一人謡による「勧進帳」

『観世流仕舞付』は寛文（一六六一～延宝八年（一六八〇）ころの成立と推定されるが（拙稿「近世初期京都能楽界の動向」「関三与追考」『野村美術館紀要』5、6）、右の記事によると、『安宅』の勧進帳の部分はおそらくそのころには一人で

についての記事は、そうした状況を背景に理解されるべきであろう。ともあれ、このような状況をうけて、『安宅』に「勧進帳」というシテ一人による小書を定めたのが、元章による明和の改正だったと思われるのである。

ついで『正尊』の小書「起請文」についての検討に移るが、これも結論からいえば、やはり現在の観世流の小書「起請文」——起請文をシテ正尊が一人で読みとおす形——は元章の創始であるが、それ以前に弁慶一人が起請文を読みとおす形が生まれていて（起請文は後述のように本来は途中からは地謡の担当だった）、それを参考にして生まれたのが元章による明和の改正における『正尊』（明和本では曲名は『昌後』）の小書「起請文」であったと思われる。

観世流の『正尊』の起請文の部分は、もとはワキの弁慶が「敬つて申す起請文の事」の一句を読み、そのあとを地謡が読むという形であったことは古謡本に明らかで、近世に刊行された版本もそれを踏襲していた。安土桃山時代の観世流の演出資料たる「妙佐本慶長仕舞付」に「弁慶、判官ノ前ニカシコマリテ、起請ヲヨム」などとあるのも、その形を伝えた資料とみてよいであろう。それが元章による明和の改正で、シテの正尊が一人で起請文を読みとおす演じ方と思われる「起請文」という小書が出現するのである（『観世流伝授目録』）。従つて、『正尊』の小書「起請文」

の形——シテ正尊による起請文の読みあげ——は元章の工夫とみてよいと思われるるのであるが、立役一人で起請文を読みとおすという形ならば、それ以前に、弁慶が一人で起請文を読みとおす形が存在していた。

たとえば、『観世流仕舞付』の『正尊』をみると、そこには義経と弁慶と正尊の装束だけが記された簡略な記事のあとに、「啓白起請文の事」以下、起請文の全文が記されているが、その冒頭の「有」には「下弁」とあって（「下」は「下音」の意で、「弁」は「弁慶」の意）、つぎの「梵天帝釈四天王」の肩には担当者が何も記されていない。本来ならそこでから同音（地謡）になるのだが、そこに何も記されていないということは、起請文全体を弁慶（『観世流仕舞付』の記事によればワキ）が読みとおすことを意味しているものと解される。これが観世流の演じ方であったのかどうかはよくわからないが、ともあれ、これによって明和の改正以前に、『正尊』の起請文の部分が弁慶（ワキ）一人によつて読みとおされる形のあつたことが知られる。なお、右の『観世流仕舞付』の『正尊』は、登場人物の装束と右の起請文しか記されていない簡略なものであるが（それは当時の『正尊』が比較的遠い曲であったことを示す現象である）、その簡略な記事のなかにあって、起請文の詞章には「半地」の「チ」「ト」「コス」「トル」といった囃子に関する指示が詳

細に付されている。これは『正尊』の起請文が謡のうえで特殊な扱いをされていたことを示すものであろう。

これと同じような例が管見ではもう一つある。それは国立能楽堂の所蔵になる『喜多流宝曆仕舞付』（仮称。宝曆五年〔一七五五〕の書写年記がある）が伝える明和の改正以前の『正尊』の演出である。その起請文が読みあげられるあたりの記事はつぎのとおりである。

：「当座のせきを」ト正尊立、クツロキ、居座へ行。義経ハ脇正面向。正尊ハ居座に下ニ居、扇腰にサス。紙ヲ文ノことくに巻、後見、正尊へ渡スヲ受取り、右ノ手に持、立、シテノ側へ行、「弁慶にこそ」ト下ニ居、起證文ヲしてニ渡し、立帰り、シテ柱の際へ行、義経ノ方ヲ向、下ニ居、扇ヲ抜キ持、居ル。して、起證文請取て立、少出掛け、中程に下ニ居、両手ニテヒロケ持、よむ。口伝ナリ。「身のけもよたちて」ト起證文ヲサケ、正尊ヲ見ル。

これは弁慶がシテで正尊がツレ、という形と認められるが（現在の金春流と金剛流の形）、ここでは起請文をシテ弁慶が一人で読みとおしているように読みとれる。「口伝ナリ」というのもそれを思わせる。そう解してよければ、喜多流では、宝曆以前にシテの弁慶が起請文を一人で読みとおす形が常の演じ方として行われていたことになろう。元章に

よる明和の改正でシテ正尊一人による起請文の読みあげという演出が工夫される以前に、すでにこのような類似の演技方が存在していたわけである。

なお、右の『喜多流宝曆仕舞付』では、弁慶がシテで正尊がツレであるが、同書の『正尊』の項では、正尊がシテになる演じ方のあることが付記されている。その場合に、起請文の部分の演じ方がどうなるのかはよくわからないが、シテ正尊が一人で起請文を読みあげる形であつた可能性は高いようと思う。そうだとすると、明和本の小書「起請文」と同じ演じ方が明和本以前に存在していたことになるわけである。また、ここで想起されるのが現在の喜多流の『正尊』である。現在の喜多流の『正尊』は観世流と同じシテが正尊でその正尊が一人で起請文を読みとおす形であるが、それはかならずしも観世流の影響をうけた結果とみる必要はなく、『喜多流宝曆仕舞付』に付記されている喜多流のもうひとつ演じ方を継承しているのではないだろうか。

これまでの記述からも知られるように、『正尊』は起請文の部分の演じ方だけでなく、シテを正尊とするか弁慶とするかでも流儀によつてちがいがあつて、その形態はかなり複雑である。その整理もかねて、これまでの検討結果をまとめてみると、元章による明和の改正以前に、『正

尊》の起請文については、ワキの弁慶が一人で読みとおす形（観世流？）と、シテの弁慶が一人で読みとおす形（喜多流）と、未確定ながらシテの正尊が一人で読みとおす形（喜多流）があつて、その部分の謡は重く扱われていたようであるが、そうした前例を参考にして、それまでは観世大夫周辺では上演されていなかつた《正尊》を—《正尊》は明和改正謡本において観世流の上演曲に組みこまれた曲である—、シテ正尊という本来の形で観世流に導入し、あわせて、正尊一人が起請文の全体を読みとおす形の小書「起請文」を制定したのが元章による明和の改正だつた、といふことにならう。

残る《木曽》は現在は観世流だけが上演している曲だが、その観世流も《木曽》を上演曲としたのは明治になつてからである（明治三十三年に大阪の吉田書店から観世流内外二百番とともに単独で《木曽》一番が刊行されている）。そもそも、《木曽》は近世前期までは廃絶していて、どの流儀でもこれを上演していなかつたのだが、それを元章が、本来は八幡神がシテだつたものを太夫坊覚明にえたりして、本来の《木曽》に大幅な改訂を加えて、明和改正謡本に組み入れた。その後、明和改正謡本の廢止とともに、《木曽》はふたたび観世流でも非上演曲となり、明治になつて再度上演曲となつたのであるが、その明治期に復活した《木

曾》は詞章も演出も明和改正謡本をそのまま踏襲したものであつた。それは願書の演じ方についても同様で、「願書」の小書が付くときは、願書はシテ覚明によつて読みあげられ、小書付でないときは、願書が読まれないという現在の演じ方は、すべて元章が整備した明和の改正の形を踏襲したものと思われる。《木曾》の願書の部分は、冒頭の「なにに帰命頂礼：」をツレの木曾義仲が読みあげ、「宝祚を守らんがため」から地謡が謡うのが本来の形であるが、それを現在の観世流のような形の演じ方—シテの覚明ひとりが願書を読みとおす形—に改めたのは、まず確実に元章とみてよかろう。《木曾》は長らく廃絶していたから、その願書の部分が習事として特殊視されることはなかつたと思われるが、元章は《木曾》の願書が《安宅》の勧進帳や《正尊》の起請文と同じ性格の文句（読物）である点に着目して、勧進帳や起請文とともに「三読物」として、「習」に位置づけたのである。

以上で「三読物」にかかる現行の観世流の小書「勧進帳」「起請文」「願書」の成立についての検討を終えるが、これらの小書が元章による明和の改正において、それ以前の類似の演じ方を参考にして工夫され、それが現在にいたつていることは説明しえたかと思う。こうしてみると、現在の「三読物」という名称も、元章の「習三読物」（明和

独吟】に由来するとみて誤りはないであろう。

## 二 元章が構想していた《安宅》《正尊》《木曾》の演出

現在の観世流の《安宅》《正尊》《木曾》の小書「勧進帳」「起請文」「願書」が元章による明和の改正に由来することが明らかになつたのをうけて、この節では、あらためて、明和の改正において元章がこの三曲において意図していた演出について検討をしてみたい。もつとも、三曲の小書についてはほぼこれまで述べてきたとおりで、それ以上、とくに付け加えるべきことはないのだが、ここで検討してみたいと思つているのは、元章が意図していたこれら三曲の常の演じ方である。それは、現在、観世流においてはほとんど上演されることがない常の演出を、そのまま元章が考へていた常の演出と考へてよいかどうか、ということである。

さうして、明和の改正における《安宅》《正尊》《木曾》の常の形がどのようなものであつたかを考えようとする場合に、まず想起されるのが、明和改正謡本においては、これ

ら三曲の勧進帳・起請文・願書の部分がそつくり抜けていることである。

明和改正謡本の《安宅》《正尊》（昌俊）《木曾》には、勧進帳・起請文・願書という読物の部分がない。これをそのままに受け取ると、これら三曲は、常の演じ方ではそれぞれの読物が読まれず、小書が付いた場合にそれぞれの読物が読まれる、という形が考えられるのである。その場合には、それが元章が三曲について考へていた構想だったといふことになるわけである。しかし、いうまでもないことだが、勧進帳も起請文も願書も、これら三曲のなかでは中心的な見せ場というべき位置をしめている。そのような重要な部分を常の演じ方では削除して演じないと、いうのは、あまりにも破格で、そのような演じ方はどうてい考へがたい、という印象も強い。それでは、明和改正謡本で「三説物」の部分が抜けているという事実は、どう考へたらよいのであらうか。

この問題については、明和改正謡本の一部として刊行された『明和独吟』との関係で検討する必要があると思う。『明和独吟』は古來の謡い物に、能の小書で謡われる詞章や元章による新作謡、それに『万葉集』の長歌に節を付して謡い物にしたものを加えて、八十五曲の謡い物を八冊に集成したものであるが、その最終冊の巻八に明和改正謡本

には抜けていた三曲の読物が「習三読物」として収められているからである。

この「習三読物」の「明和独吟」中における位置は、明和改正謡本において内外百番とは別に「習十番」として《卒都婆小町》《桧垣》《関寺小町》《道成寺》《石橋》などが特別に扱われているのと同じで、八十五番の謡い物のかで最も重く扱われていると認められる。そのような扱いを考慮するならば、明和改正謡本に《安宅》《正尊》《木曾》の読物の部分が抜けているのは、その部分が重く扱われているためで、小書付きではない常の形で演じる場合には、それぞれの読物が補われて演じられたのではないか、という推測も可能であろう。しかし、結論をさきにいうならば、どうもそうではないようで、明和改正謡本の《安宅》《正尊》《木曾》の詞章は、読み物がないその形が完全な形と考えるのが正しいと思われる。以下、そう考えられる理由を述べることにしよう。

明和改正謡本に収められている能には、《安宅》《正尊》《木曾》以外にも、この三曲と同じような形で「明和独吟」とかかわる能が四曲ある。それは《簞》(明和改正謡本では《簞梅》)、《養老》《采女》《松山鏡》の四曲で、「明和独吟」には、それらの改正前の詞章の一部が「生田川」「薬水」「飛火」「賢女鏡」の名で単独の謡い物として収められてい

る。これら明和本の《簞》《養老》《采女》《松山鏡》と「明和独吟」に収められている「生田川」「薬水」「飛火」「賢女鏡」との関係をみてみると、《安宅》《正尊》《木曾》のように「明和独吟」に収められている部分がそつくり抜けているものは《養老》だけで、あとの三曲はその部分が別の形に改訂されている。ということは、《養老》以外の三曲は、その上演にさいしては、まず確実に「明和独吟」に収められた「生田川」「飛火」「賢女鏡」を加えることなく、謡本に記されたとおりの形で演じられたことを意味している。とすれば、残る《養老》もこれら三曲と同様に考えてさしつかえないことになろう。「薬水」は《養老》の靈水の故事を述べた部分であるが、明和本の《養老》は、そこがなくてもまったく不自然ではないのである(それは改訂以前の本来の《養老》においても同様で、「薬水」の部分がなくともどくに不自然ではない)。

また、この《養老》と同じことが《安宅》《正尊》《木曾》の場合にもいえる。再三述べているように、明和本ではこれら三曲の読物の部分がそつくり抜けているのであるが、これら三曲においては、いずれも読物の部分がなくてもとくに不自然ではないのである。たとえば、《安宅》では、「もとより勧進帳はあらばこそ、筈のなかより往来の巻物一巻とりいだし、勧進帳と名づけつつ、高らかにこそ読み

あげけれど」とシテが言い、そのあとは本来なら読み上げられる勧進帳の部分がそつくり抜けて、そのまま、「ワキベ地恐れをなして通しけり」と続くのであるが、あらためてこの形をみてみると、この展開は勧進帳の読み上げは観客の想像にまかせた格好になり、そこで勧進帳が読みあげられなくてもとくに不自然ではないことが知られるであろう。挙例は省略に従うが、《正尊》《木曾》の場合も同じことがいえるのである。

そもそも、考えてみれば、現行の觀世流の《木曾》の常の演じ方——実際には演じられないのだが——は、願書の部分がカットされるというものであった。前述のように、現在の《木曾》は明治になつての復活曲で、それは明和本をそのまま踏襲したものであつた。これも再三言及したように、その明和本の《木曾》では、願書の部分がそつくり抜けているのである。ということは、明和本の《木曾》の常の形は、まず確實に願書のない形だった、ということを意味していよう。《木曾》がそうであるならば、《安宅》と《正尊》についても同様に考えるのが自然といいうものであろう。

筆者は以上のような理由から、明和本における《安宅》《正尊》《木曾》の常の形は、読物が入らない形であったと思うのである。それは常識的には破格な形ではあるが、

本来の《安宅》《正尊》《木曾》から読物を取り出し、それを「三読物」として「明和独吟」中でもつとも重い扱いとし、それに対応する形で、《安宅》《正尊》《木曾》の常の形においては読物なしで演じる」ととし、「勧進帳」「起請文」「願書」の小書が付いた場合に、「習い」たる読物をシテの一人謡の形を入れて演じる、というのがこれら三曲についての元章の構想だったのではないかと思う。要するに、「三読物」を「習い」として重く扱い、その価値基準をもつて、《安宅》《正尊》《木曾》については、小書付きの演じ方と常の演じ方を区別した、ということになる。

さいやに、これまでの論の補足として、現在の觀世流の《安宅》《正尊》《木曾》と明和本の《安宅》《正尊》《木曾》の関係を整理しておこう。

まず《安宅》であるが、現在の觀世流の小書「勧進帳」は元章創始の小書を継承したものであり、常の形は明和の改正前の本来の演じ方——「それづらづら」をシテ弁慶が読み、「惟んみれば」からをシテとツレ山伏が同吟する形——を継承したものと思われる。また、現在の觀世流の《正尊》の小書「起請文」も元章創始の小事「起請文」を継承したものであり、常の形は明和の改正前に觀世流で行われていたと考えられるワキの弁慶一人による読みあげの形を継承したものと思われる。また、現在の《木曾》は、小書

「願書」も常の形も元章創始の演出を繼承していることは、さきに述べたとおりである。

## むすび

元章による明和の改正の一端を《安宅》《正尊》《木曾》の改訂をめぐって検討してみたが、その結果、これら三曲についての元章の改訂が、部分的で場当たり的なものではなく、「明和独吟」で「習い」に位置づけた「三読物」とも連動させた、きわめて体系的なものであることが明らかになったかと思う。そのような体系性は、おそらく元章の能楽改革全体についてもいえることなのであろう。また、現在、《安宅》は観世流以外の四流とも、観世流の小書「勧進帳」と同じ形—シテ弁慶一人による読みあげーを常の演じ方としている。そのような観世流以外の四流における演じ方がいつごろからのものかは不明であるが（明治以降の可能性も高い）、それが観世流の演じ方の影響をうけた結果である可能性はきわめて高いように思われる。作り物においても、元章の改正が他流にまでおよんでいる例がいくつか知られているが（拙稿「芸能と伝承—作り物にみる観世大夫元章の能楽改革—」『芸能伝承の世界』〔講座日本の伝承文学6〕）、元章による明和の改正の後代への影響は、たんに観

世流だけにとどまるものではないようである。